

1.1 防火設備の補助拡大について

平成 22 年 6 月 10 日、厚生労働省は、『現在スプリンクラー設備の設置義務の無い 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。』と報道関係者へ発表しました。

—厚生労働省が報道関係者へ発表した資料より—

〔厚生労働省〕

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

I 共通事項

1.2 外部評価の実施回数の特例措置について

平成 22 年 4 月 1 日から、外部評価の実施回数に下記のとおり、特例措置が設けられた。

—広島県地域密着型サービス外部評価実施要綱抜粋—

(自己評価及び外部評価の実施回数)

第4条 事業者は、その設置・運営する(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所又は(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)ごとに、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

2 県は、事業者の申出により、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次の各号の要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができるものとする。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したもののみとする。

- (1) 自己評価及び外部評価結果(様式1)及び目標達成計画(様式2)を市町に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。
- (4) 自己評価及び外部評価結果(様式1)のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6の実践状況(外部評価)が適切であること。

3 事業者は、前項の規定の適用を受けようとする事業所について、様式3により当該事業所を指定及び監督する市町(以下「指定監督市町」という。)に届出を行うものとする。なお、届出は前項の規定の適用を受けようとする当該年度において行うものとする。

4 前項に規定する届出を受けた指定監督市町は内容を確認し、第2項の規定に該当すると認められ実施回数を2年に1回とすることに同意するときは、様式3に收受印を押印の上、県へ報告するものとする。

5 県は、前項の報告を受けたときは、報告内容を確認し、実施回数を2年に1回とすることが適当であると認めるときは、様式3に收受印を押印の上、その写しを事業者、指定監督市町及び評価機関に送付するものとする。

I 共通事項

13 指定取消について

別紙のとおり、平成22年6月11日付けで広島県が処分を行い、平成22年7月11日をもって指定居宅介護支援事業者及び指定（介護予防）居宅サービス事業者指定の効力が消滅するとともに、指定居宅サービス事業者の指定の効力を全部停止（3ヶ月）されるという事例がありました。

指定居宅介護支援事業者及び指定（介護予防）居宅サービス事業者の指定取消並びに指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止について

このことについて、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の規定により、次のとおり行政処分を行いました。

- 1 処分を行う日
平成 2 2 年 6 月 1 1 日
- 2 指定取消等年月日（指定の効力が消滅又は指定の全部の効力を停止する日）
平成 2 2 年 7 月 1 1 日

3 事業者の概要

- (1) 名 称 [REDACTED]
- (2) 代表者 [REDACTED]
- (3) 所在地 [REDACTED]

4 対象事業所の概要、処分内容及び処分の原因となる事実並びに根拠となる法令の条項等

(1) 指定居宅介護支援事業所

事業所名	[REDACTED]
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	[REDACTED]
事業者番号	[REDACTED]
処分内容	指定取消
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議や居宅を訪問してのモニタリングを行っていないにも関わらず、あたかもこれを行ったかのように虚偽の記録を作成し、居宅介護サービス計画費を不正に請求・受領した。 ・ 介護保険法第 8 3 条第 1 項に定める検査において、虚偽の答弁をした。
処分の根拠	介護保険法第 8 4 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 8 号

(2) 指定居宅サービス事業所

事業所名	[REDACTED]
サービスの種類	福祉用具貸与
指定年月日	[REDACTED]
事業者番号	[REDACTED]
処分内容	指定取消
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業所と兼務がある者の勤務時間を偽って、厚生労働省令で定める人員基準に適合する書類を作成し、不正に更新申請を行なった。 ・ 指定更新時から、厚生労働省令で定める員数を満たしていなかった。
処分の根拠	介護保険法第 7 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 号

事業所名	[REDACTED]
サービスの種類	特定福祉用具販売
指定年月日	[REDACTED]
事業者番号	[REDACTED]
処分内容	指定取消
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業所と兼務がある者等の勤務時間を偽って、厚生労働省令で定める人員基準に適合する書類を作成し、不正に指定申請を行なった。 ・ 指定時から、厚生労働省令で定める員数を満たしていなかった。
処分の根拠	介護保険法第 7 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 号

事業所名	████████████████████
サービスの種類	訪問介護
指定年月日	████████████████████
事業者番号	████████████████████
処分内容	指定の全部の効力の停止 (停止期間：平成22年7月11日から平成22年10月10日まで)
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーの別居親族について、サービスを実施していないにもかかわらず、サービス実施記録を作成し、介護報酬を不正に請求・受領した。 介護保険法第76条第1項に定める検査において、従業者が虚偽の答弁をした。 管理者が管理業務を適切に行っていなかった。
処分の根拠	介護保険法第77条第1項第3号、第5号及び第7号

(3) 指定介護予防居室サービス事業所

事業所名	████████████████████
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与
指定年月日	████████████████████
事業者番号	████████████████████
処分内容	指定取消
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所と兼務がある者等の勤務時間を偽って、厚生労働省令で定める人員基準に適合する書類を作成し、不正に指定申請を行なった。 指定時から、厚生労働省令で定める員数を満たしていなかった。
処分の根拠	介護保険法第115条の9第1項第2号及び第8号

事業所名	████████████████████
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売
指定年月日	████████████████████
事業者番号	████████████████████
処分内容	指定取消
処分の原因となる事実	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業所と兼務がある者等の勤務時間を偽って、厚生労働省令で定める人員基準に適合する書類を作成し、不正に指定申請を行なった。 指定時から、厚生労働省令で定める員数を満たしていなかった。
処分の根拠	介護保険法第115条の9第1項第2号及び第8号

(参考) 介護保険法抜粋

(指定の取消し等)

第84条第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第3号 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

第6号 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

第8号 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(以下略)

(指定の取消し等)

第77条第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第2号 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

第3号 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

第5号 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

第7号 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに 応 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(以下略)

第8号 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。

(指定の取消し等)

第115条の9第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第2号 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

第8号 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第53条第1項本文の指定を受けたとき。